特定給食施設の開始届（様式第１号）　記入要領

１　開始届は、特定給食施設の規準（１回１００食以上または１日２５０食）に該当する場合に届出る。（開始の日から１ヶ月以内に提出）

２　記入方法及び記入にあたっての留意点

項　目		記入方法及び記入にあたっての留意点
設置者	住所 氏名 電話番号	・設置者の住所、氏名、電話番号を記入する。 ・法人の場合は給食施設設置者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記入する。
給食施設	名称	・施設の名称を記入する。
	所在地 (電話番号)	・所在地を記入する。 ・電話番号は、給食事務室の直通電話がある場合はその番号を記入し後に（直）と記入する。直通がない場合は施設の代表電話を記入する。
	種類	・該当する施設の種類を☑をつける。 ・施設の種類については、別紙「施設種類一覧表」を参照する。
	定員	・病院は病床数を、介護老人保健施設、老人福祉施設等の施設は、入所定員数を記入する。
給食開始日又は開始予定日		・給食を開始する年月日を記入。正式に決まっていない場合は、開始予定日を記入する。
１日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数		・朝、昼、夕、その他の別に計上する。 ・予定食数は病床数、入所定員数等を参考に記入する。 ・介護老人保健施設等でデイサービス・ショートステイ等行う場合は、予定給食数に含める。 ・その他には、職員食やおやつ等が含まれる。ただし、おやつは栄養量の一部に含む場合のみ記入する。
運営状況	給食従事者の員数	・給食施設において、給食関係業務に従事している職員数を施設の職員と受託側の職員に分けて記入する。 ・管理栄養士であるものは栄養士には含めない。 ・管理栄養士、栄養士の非常勤については、それぞれ次のように人員換算して記入する。 $\frac{\text{非常勤職員勤務時間}}{\text{正規職員勤務時間}}$　×　人　（小数点第１位まで） ・調理員には、実際に調理業務に従事している者（調理師、調理作業員を含む。）を記入する。 ・栄養士資格を有していても、施設での採用が調理員である場合は、調理員に計上する。 ・その他には、給食部門に属する事務員等を計上する。
	運営形態	・該当する項目を☑をつける。 ・委託の場合は、委託内容について、委託契約書にある内容をすべてに☑をつける。
	委託先	名称、所在地、電話番号、代表者氏名を記入する。
備考		施設周辺の見取図、施設の平面図を添付すること。

別紙

施設種類一覧表

施設名	主な法令根拠と該当施設
学校	▸学校教育法第１条に規定する学校 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校 ▸学校教育法第 124 条に規定する専修学校 ▸学校教育法第 134 条に規定する各種学校 ▸学校給食法第５条の２に規定する学校給食共同調理場
病院	▸医療法第１条の５第１項に規定する病院
介護老人保健施設	▸介護保険法第８条第 25 項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	▸介護保険法第８条第 25 項に規定する介護医療院
老人福祉施設	▸老人福祉法第５条の３に規定する施設 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
児童福祉施設	▸児童福祉法第７条に規定する施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター ▸社会福祉法第２条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの
社会福祉施設	▸生活保護法第 38 条に規定する施設 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設 ▸身体障害者福祉法第５条第１項に規定する施設 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設 ▸売春防止法第 36 条に規定する施設 婦人保護施設 ▸社会福祉法第２条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉・老人福祉に関するものを除く）
事業所	▸労働基準法別表１に規定する事業所又は事務所
寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	▸刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第３条に規定する刑事施設 ▸少年院法第２条に規定する少年院 初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院 ▸少年院法第 16 条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設であって、前記「学校」から「事業所」までに該当しないもの
その他	前記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設（「認定こども園」を含む）　　認定こども園、有料老人ホーム、警察学校等